

評議員・役員報酬規程

社会福祉法人 中野福祉会

社会福祉法人中野福社会評議員・役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野福社会（以下「法人」という。）評議員及び役員の報酬等について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の評議員及び役員（理事、監事）に適用する。

(報酬等)

第3条 評議員及び役員（理事、監事）の報酬は無報酬とする。

評議員及び役員（理事、監事）が法人の会議に出席したときは、費用を弁償する。

- 2 費用弁償は、法人の会議交通費として支給し、研修などに出席した場合の旅費は、法人旅費規定により支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の計算期間は、当該年度に招集された会議のうち、各々会議に出席数を乗じた金額を現金により当該年度末に支給する。

(支給額)

第5条 法人の評議員及び役員（理事、監事）が、会議に出席した場合の費用弁償は、日額1,000円とする。

(改廃)

第6条 報酬等規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。